

意見書

平成 16 年 12 月 22 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

ゆうびんばんごう
郵便番号 103-0015

とうきょうとちゅうおうくにはほんばしはごさきちょう
東京都中央区日本橋箱崎町 24-1

そふとばんく B B 株式会社
ソフトバンク B B 株式会社

だいいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の日本電信電話株式会社等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する業務に係る認可申請に関し、別紙の通り意見を提出します。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に規定する業務に係る認可申請に関する意見

1. 認可の適否について

NTT 東西は、NTT 法第2条第5項が規定する業務(活用業務)として、既に認可されている法人向け・集合住宅ユーザ向け IP 電話サービスに続き、今回戸建て住宅ユーザ向け IP 電話サービスの認可申請を行いました。万一これが認可されれば、NTT 東西は、なんら制限なく加入電話の代わりに 0AB～J IP 電話を提供できることとなります。

先に発表された NTT グループ中期経営戦略(2004年11月10日発表)によれば、「固定電話に替る光 IP 電話の普及・拡大及び、超高速性・双方向性の特長を生かした多彩なブロードバンドサービスの提供により、2010年には3000万のお客様が光アクセス・次世代ネットワークサービスをご利用になることを目標として取り組みます。」としています。この計画は正に今回申請された業務そのものであり、電話サービス全体が固定電話から IP 電話に移行していく流れの中で、NTT 東西においても IP 電話サービスを単なる活用業務ではなく、固定電話を引き継ぐ本来業務にしようとしているものです。

今回の申請は、実態的にNTT法第2条第3項に規定する本来業務を行おうとするものですから、そもそもNTT法第2条第5項に規定する業務(活用業務)には該当せず、絶対に認可すべきではありません。

即ち、NTT 東西が、なんら制限なく加入電話の代わりに 0AB～J IP 電話を提供可能となることは、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがあります。

従って、次に述べる事項について、電気通信事業の公正な競争の確保の観点から、改めて NTT 法の主旨に則して検討し、NTT 東西に対して必要な規制を加え公正競争の確保を行うことが必要です。

- (1) 今回の申請は NTT 東西が発表した中期経営戦略からも明らかなように、活用業務の範疇を超えた本来業務そのものであり、しかも NTT 東西は都道府県を区域とする地域電気通信事業を行うという NTT 法に規定された本来業務の事業を逸脱したものです。従って、都道府県をまたがる通話の場合は NTT 東西が料金設定を行うのではなく、固定電話と同様に中継事業者が料金設定を行うようにするなどの規制が必要です。

(2) 今回の申請はNTT東西が発表した中期経営戦略からも明らかなように、現在の固定電話の利用者をNTT東西のIP電話に移行させることを目的にしたものです。またこれは今回の申請に対する総務省の考え方において、「0AB～」番号を用いる戸建て住宅ユーザ向けIP電話サービスは、既存の固定電話サービスを利用している戸建て住宅居住者にとって、上述のような特徴から、既存の固定電話サービスに代替し得るサービスである。したがって、既存の固定電話サービスと基本的に同一の市場を形成していると考えられる。」と記述されているとおり、固定電話と0AB～J IP電話は、利用者から見たときは同一のサービスであり、基本的に同一市場を形成しています。

この同一市場である固定電話サービス市場においてNTT東西は独占的地位を占めており、その独占的地位が乱用される恐れが高いといえます。この点について、総務省の考え方は、「既存の固定電話サービス市場は、NTT 東(西)日本の固定電話加入数シェアが99%を超えていることから、その独占的地位が濫用されるおそれが高い地域通信市場である。」としています。従って、固定電話においてNTT東西に対して非対称規制が課せられてきたのと同様に、IP電話に移行してもNTT東西に対しては非対称規制が必要です。

2. 本件の情報通信審議会での検討について

活用業務の認可にあたっては、情報通信審議会の検討が法的に義務付けられていないため、今回の申請においても情報通信審議会への諮問がなされておりません。

本申請は電気通信事業の公正な競争の確保に係わる重要な事項であることに鑑み、本件について審議会への諮問を実施し審議会において慎重な議論を実施していただくことを強く要望いたします。

3. 総務省の考え方について

総務省の示している考え方については、必ずしもNTT東西と他事業者の間の競争状況を反映したものではなく、公正競争の確保の観点から次のような問題があります。

3.1 NTT東西の設備の独占的利用について

NTT東西の設備の独占的利用についての総務省の考え方は、「本件サービスは固定電話サービスの提供にかかる設備(メタル回線、固定電話交換機等)を利用するものではないため、NTT東(西)日本が、当該設備に関し独占的な地位を濫用するおそれはない。」としています。しかし、光ファイバ設備や局舎スペース等の設備に関しては独占的な地位を濫用するおそれがあり、当該設備

に対しては開放義務が課されているところであり、これらのルールは厳格に継続することが必要です。

3.2 NTT 東西の緊急通報確保について

0AB～J IP 電話サービスを提供するにあたっては、「緊急通報が利用可能であること」が要件の一つとして電気通信番号規則により求められています。このため他事業者が緊急通報を提供するにあたっては、消防、警察など各関係機関との交渉が必要ですが、合意を取り付け緊急通報の提供をできるようになるまでには多大な時間と費用がかかります。例えば、消防機関の場合、全国の約1,300箇所の消防機関(消防本部・分署・消防団)との間で個別に接続の合意を取り付けなければなりません。ソフトバンクグループで緊急通報提供をするために行っている協議を参考にすれば、交渉を始めてから運用開始までに次の通り負担がかかることになります。

・訪問回数(交渉～工事～試験～運用開始):1 消防機関あたり5～10回

工事業者などの訪問を含めると、さらに多くなります。

・交渉期間:半年～1年程度

接続交渉自体は1～3ヶ月で可能ですが、その後、自治体の承認、契約書締結、指令台工事、回線手配等の行程があり、運用開始までには上記の期間を要します。また、年度予算の絡みで、1年以上かかる場合もあります。

総務省見解(平成16年7月 NTT 東西の集合住宅向け IP 電話サービス活用業務に係る認可申請に対する総務省考え方【考え方28】)によれば、NTT 東西も原則として他事業者と同様に以下の措置が求められており、他事業者との間における公平性は担保されているとしています。

(中略)各緊急通報機関は、NTT 東西に対しても、原則として他事業者と同様に

アナログ専用線を利用して緊急通報機関へ接続している場合には、新たなアナログ線を設置すること

ISDN 回線を利用して緊急通報機関へ接続している場合には、新たなダイヤルイン番号を追加すること

発信者情報表示システムについても、データベースを含め IP 電話用のものを新たに構築すること

を求めており、総務省としても重要通信の確保の観点から当該措置が必要であると考えている。

NTT 東西においてもこれを踏まえ、本件サービスの提供開始に当たっては、昨年度から現

時点に至るまで各緊急通報機関と交渉を重ね、新たなダイヤルイン番号の追加、新たな発信者情報表示システムの構築の必要性を認識し交渉中と聞いている。

したがって、IP 電話からの緊急通報について、NTT 東西と他事業者との間における公平性は確保されており、公平な競争が阻害されているとは考えていない。(以下略)

しかし NTT 東西と他事業者の間の公平性については、まずは NTT 東西の各緊急通報機関との接続の条件や方式・時期等の実態を明らかにすることが必要であり、総務省においてはその事実確認をしていただきたいと考えます。

また、たとえこれらの措置を NTT 東西が行っているとしても、他事業者が費やす膨大な時間と費用に比べて、既に加加入電話網に設置した緊急通報回線を有している NTT 東西の優位性は明らかです。NTT 東西が他事業者と比べて緊急通報機関との折衝上の優位性を持っていると考えられることや、ISDN 回線の場合は新たなダイヤルイン番号を追加するだけでよいこと等を考えれば、他事業者との間の同等性は確保されているとは言えません。

従って、IP 電話からの緊急通報について「公平な競争が阻害されているとは考えていない。」という総務省の考え方は実態を正しく理解されたものではなく、適切ではありません。

3.3 営業面でのファイアーウォールについて

- (1) NTT 東西が加入電話等の加入者情報を用いて営業活動を行わないことは本件の認可条件となっていますが、以下の問題があります。

「NTT 東西の活用業務認可申請に対する総務省の考え方」認可条件案 3 考え方アに関して

なお、当該条件で禁じされるのは、以下のような事例を想定している。
ア加入電話及び INS64 の契約に関して得た加入者情報(電話帳の掲載されているため他事業者も利用可能なものは除く。)を用いて、電話、ダイレクトメール等の方法により本件サービスの営業活動を行うこと

「電話帳に掲載されているため他事業者も利用可能な」加入者情報に関して、NTT 東西が営業に用いることは条件 3 では禁じられていません。しかし、電話帳に掲載されている住所・氏名・電話番号の情報のみを利用できる他事業者と、加入電話等の加入者情報データベースを利用できる NTT 東西の間では公平性は担保されていません。

したがって、電話帳掲載の有無にかかわらず、禁止すべきです。

「NTT東西の活用業務認可申請に対する総務省の考え方」認可条件3 考え方 イに関して

なお、当該条件で禁じられるのは、以下のような事例を想定している。(中略)
イ 116 番への加入電話または INS64 の移転申し込みに対し、加入者から本件サービスについての問い合わせが無いにもかかわらず、本件サービスの営業活動を行うこと

加入者から 116 番に本件サービスについての問い合わせがあったとしても、NTT東西は営業活動を一切行うべきではありません。

NTT東西は問い合わせがあった時点で、その加入者が FTTH サービスの加入可能区域かどうかはわかり詳細な区画情報も持っている一方で、他事業者はお客様からの問い合わせ時点では正確な区画情報等一切持ち合わせておらず、公平とはいえません。従って、IP 電話を含めた FTTH サービスへの問い合わせに関しては、NTT東西は 116 番ではなく別の番号で受け付けるべきです。

(2) NTT東西が有する加入電話等の加入者情報の IP 電話への流用を遮断するためには、加入電話等の加入者情報を利用した B フレッツの営業を禁止すべきと考えます。なぜならば B フレッツの営業にあたって、加入電話等の加入者情報を利用した場合、B フレッツの加入者情報は決して他事業者と公平な競争の結果獲得したものとは言えず、その B フレッツの加入者情報を用いて IP 電話の営業を行うのであれば結果として加入電話等の加入者情報を利用しているのと同じこととなります。

(3) マイライン登録者情報は、加入電話等の加入者情報や営業窓口等のリソースを活用して獲得したものであり、仮に IP 電話の営業活動に利用した場合は上記(2)と同様の問題が発生いたします。したがって、マイライン登録者情報を用いた営業活動も禁止すべきです。

3.4 NTT東西からの実施状況等の報告について

パラメータ7 実施状況等の報告

(中略)【総務省の考え方】

NTT東(西)日本においては、パラメータ1から6までの実施状況、本件サービスの収支状況、加入数、トラヒック等の利用状況について、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表することとしており、所要の措置が講じられているものと考え

「NTT東西の活用業務認可申請に対する総務省の考え方」4(2)

NTT 東西からの実施状況の報告に関して、次のとおり要望します。

上記営業面でのファイアーウォール含め、NTT 東西が講じる措置の実施状況や利用状況等については、毎事業年度経過後 6 ヶ月以内に NTT 東西から総務大臣に報告、公表されることとなっていますが、中間報告だけでも早急に実施すべきです。

他事業者は、現時点において公平性を確保するための措置が十分とられているかどうか疑念を抱いているにもかかわらず、IP 電話のようにこれから市場が急速に拡大していくサービスにおいて、2005 年の秋(現時点から約 1 年先)という報告時期は明らかに遅すぎます。NTT 東西は、現時点での実施状況だけでも早急に公表することが必要です。

4. ガイドラインについて

ガイドラインについては、『東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン』の 章「ガイドラインのフォローアップ」において、「おおむね制度施行後 1 年程度を目処に見直すこととし、その後も東・西 NTT による各種取組の状況や市場の状況を注視しつつ、具体的な事例の積重ねを通じて適宜見直しを行う必要」があるとしています。

今回の NTT 東西の申請は正にガイドラインの見直しを行う環境の変化であると考えます。

以上